

沖縄県学校保健統計調査実施要項

I 調査の目的

定期健康診断の結果に基づき、児童・生徒の発育及び健康状態を明らかにして、学校保健向上の基礎資料とする。

II 調査の内容

- 1 発育に関する調査
- 2 疾病・異常に関する調査
- 3 肥満に関する調査

III 調査の対象

沖縄県公立小・中学校の児童・生徒全員を対象とする。

IV 調査系統

沖縄県教育委員会 \longleftrightarrow 市町村教育委員会 \longleftrightarrow 小学校・中学校
沖縄県教育委員会 \longleftrightarrow 県立中学校

V 調査票の提出

- 1 市町村立学校にあっては、発育状態調査票・健康状態調査票・肥満度でみた肥満調査票を作成し、メール又はCD等で所轄市町村教育委員会へ提出する。

(市町村教育委員会が指定する期日までに提出してください。)

- 2 市町村教育委員会は、管内分をとりまとめて各学校分の調査票をメール又はCD等で沖縄県教育庁総務課長あて提出する。

県立中学校は、調査票をメール又はCD等で沖縄県教育庁総務課長あて提出する。

(9月15日まで)

VI 集計について

統計的処理については、沖縄県教育庁総務課で行う。

VII 調査票配布内容

- 小学校 … 発育状態調査票（身長・体重）
健康状態調査票
肥満度調査票
- 中学校 … 発育状態調査票（身長・体重）
健康状態調査票
肥満度調査票

VIII 調査票の作成について

- 1 平成28年7月1日現在の在籍者の分について入力する。
- 2 発育状態調査票は各検査項目別（シート別）に作成する。
- 3 小学校の健康状態調査票は男女別（シート別）に作成する。

IX 調査票の入力上の注意等

ファイルは、調査票のシートのみ入力します。（他のシートについては集計上必要なものであり、入力不可となっています。）

- 1 「教育事務所」欄には、次表の区分により所轄の教育事務所の番号を入力する。
※県立中学校は「教育事務所」欄を空欄にする。（入力しない）

1. 国頭教育事務所	4. 島尻教育事務所
2. 中頭教育事務所	5. 宮古教育事務所
3. 那覇教育事務所	6. 八重山教育事務所

- 2 「教育委員会番号」「学校調査番号」は、県から通知された番号を入力する。
※県立中学校は「教育委員会番号」欄を空欄にする。（入力しない）
- 3 「TEL」「FAX」「学校所在地」「取扱者氏名」を入力する。
- 4 「調査票」欄の1は発育状態調査票、2は健康状態調査票、3は肥満度調査票である。
- 5 「学校種別」欄の1は小学校、2は中学校である。

6 「発育状態調査票」の「**検査項目**」欄の1は身長、2は体重である。

7 「健康状態調査票」の「**性別**」欄の1は男、2は女である。（小学校のみ）

8 年齢について

この調査でいう年齢とは平成28年4月1日現在の満年齢をいう。これは健康診断票に記載されている年齢のとり方と同じである。なお、各年齢に対応する生年月日の範囲は、次のとおりである。

区 分		満年齢	生 年 月 日 の 範 囲
小 学 校	第1学年	6	平成21年4月2日～平成22年4月1日
	2	7	〃 20年4月2日～ 〃 21年4月1日
	3	8	〃 19年4月2日～ 〃 20年4月1日
	4	9	〃 18年4月2日～ 〃 19年4月1日
	5	10	〃 17年4月2日～ 〃 18年4月1日
	6	11	〃 16年4月2日～ 〃 17年4月1日
中 学 校	第1学年	12	平成15年4月2日～平成16年4月1日
	2	13	〃 14年4月2日～ 〃 15年4月1日
	3	14	〃 13年4月2日～ 〃 14年4月1日

9 発育状態調査票について

(1) 計量区分は計測値の低いものから順に入力する。

(2) 「検査項目(身長・体重)」の表示と内容とをとり違えないように注意する。

(3) 健康診断に記載されている計測値を、1 cm未満、1 kg未満を四捨五入して入力する。

X 調査項目の説明（健康状態調査票）

「疾病・異常者」の取扱い

「疾病・異常者」の各欄には、学校における健康診断で実施された検査項目で学校医又は学校歯科医が疾病・異常と判断した者の人数を入力します。

なお、健康診断の結果、疾病・異常と判断されなかったが、医療機関において、医師から疾病・異常と診断されており、学校生活上の健康観察が必要な者として学校でも把握している者も「疾病・異

常者」として取り扱います。

1 視力検査

「**受検者数**」：視力検査を受検した者である。（裸眼視力が1.0未満で視力を矯正している者を含む）
裸眼視力検査（国際標準に準拠した視力表を用いる）の結果、両眼又は片目の視力が1.0未満（両眼とも1.0未満の場合には低い方の視力による）と判定された者について、次の区分により記入する。ただし、裸眼視力1.0未満の者について、矯正視力検査を病院、診療所等の医療機関で行った場合、当該医療機関で再度裸眼視力検査を行い、その結果が1.0以上であると判断された者は、「裸眼視力1.0未満の者」としては扱わない。

- ①「**裸眼視力1.0未満0.7以上**」……………裸眼視力が0.9～0.7と判定された者である。
- ②「**裸眼視力0.7未満0.3以上**」……………裸眼視力が0.6～0.3と判定された者である。
- ③「**裸眼視力0.3未満**」……………裸眼視力が0.2以下と判定された者である。
- ④「**計**」……………裸眼視力が1.0未満と判定された者①②③の合計である。
- ⑤「**検査を省略した者**」……………視力を矯正している者（眼鏡又はコンタクトレンズ装着者）で、裸眼視力検査を省略した者である。ただし、欠席などの理由による未受検者はここには含まない。

2 聴力検査（調査対象：小学校6歳・7歳・8歳・10歳、中学校12歳・14歳）

「**受検者数**」：聴力検査を受けた者である。ただし、疑わしい者についてのみ検査を実施した学校では在学者全員を受検者として扱う。疑わしい者で検査を受けなかった場合及び検査結果が判明しない場合はいずれも受検者から除く。

「**難聴**」：オーディオメータを使用して検査をした場合、両耳とも1,000ヘルツにおいて30デシベル又は、4,000ヘルツにおいて25デシベル（聴力レベル表示による）相当の音が聴取できない者である。

3 尿検査

「**受検者数**」：第一次尿検査を受検した者である。

「**蛋白検出**」：蛋白第一次検査の結果、尿中に蛋白が検出（陽性又は擬陽性）された者である。

「**尿糖検出**」：糖第一次検査の結果、尿中に糖が検出（陽性）された者である。

「**潜血検出**」：第一次検査の結果、潜血反応が陽性又は擬陽性と判定された者である。

4 結核に関する検診

「**受検者数**」：定められた内容の問診を受けた者である。ただし、委員会の検討を必要とする者で委

員会での検討結果が調査票提出期日までに判明しなかった者は未受検者として扱う。

「**委員会での検討を必要とする者**」：結核に関する検診の中で、教育委員会が設置する結核対策委員会等で精密検査の要否等の検討を要した者である。（各学校で作成する「結核対策委員会要検討者名簿」に記載された者）

「**結核の精密検査の対象者**」：結核に関する検診の中で、委員会での検討を必要とする者のうち、その検討の結果、精密検査（エックス線直接撮影や喀痰検査等）の対象となった者。（「精密検査検討者名簿」の「精密検査の要・不要」の欄より「要」に該当する者。）また、結核に関する検診の中で、委員会で検討せずに、学校医の診察の結果により精密検査の対象となった者。

5 結核

「受検者数」

- ・結核に関する検診を受けた者（ただし、結核対策委員会等での検討が必要となった者で、その結果が調査票提出期日までに判明しなかった者は未受検者とする。また、精密検査の対象者となった者で、その結果が調査票提出期日までに判明しなかった者については、「結核に関する検診」は受検者として取り扱うが、「結核」は未受検者として取り扱う。）
- ・個人的に医師の検査を受けて結核と判定された者。
- ・以前から結核で休養している者で、結核に関する検診を受けなかった者。

「**結核**」：精密検査（エックス線直接撮影、喀痰検査等）の結果、結核患者（肺結核、その他の結核性患者で学校保健安全法施行規則別表第1に示されている指導区分A1、A2、B1、B2、C1、C2に該当する者）として判定された者である。また、個人的に医師の診断を受けて結核と診断された者及び以前から結核で休養している者を含む。

6 歯の検査

「**受検者数**」：歯の検査を受検した者である。

(1) 「**う歯のある者**」乳歯又は永久歯がむし歯の者である。（要観察歯（C0）は含まない。）

- ① **処置完了者**……乳歯、永久歯を問わず、すべてのう歯の処置が完了している者である。未処置歯が1本でもあれば、「未処置歯のある者」として扱う。
- ② **未処置歯のある者**……乳歯、永久歯を問わず、う歯の処置を完了していない歯が1本以上ある者である。

(2) 「**う歯のない者**」う歯のない者と判定された者である。

(3) 「**う歯以外の歯疾**」

- ① **歯列・咬合の者**……不正咬合の疑いがあり、専門医（歯科医師）による診断が必要とされた者をいう。小・中学校の歯・口腔の健康診断票において、「歯列・咬合」が「2」（専門医による診断が必要）と判定された者。

- ② **顎関節の者**……………顎関節症の疑いがあり、専門医（歯科医師）による診断が必要とされた者をいう。小・中学校の歯・口腔の健康診断票において、「顎関節」が「2」（専門医による診断が必要）と判定された者。
 - ③ **歯垢の状態の者**……………歯に相当の付着がある者をいう。小・中学校の歯・口腔の健康診断票において、「歯垢の状態」が「2」（相当の付着がある）と判定された者。
 - ④ **歯肉の状態の者**……………歯肉に炎症があり、専門医（歯科医師）による診断が必要とされた者をいう。小・中学校の歯・口腔の健康診断票において、「歯肉の状態」が「2」（専門医による診断が必要）と判定された者。
 - ⑤ **要注意乳歯** ………………要注意乳歯のある者。
 - ① **その他の疾病・異常の者**……………上記以外の歯・口腔の疾患・異常（例えば、口角炎、口唇炎、口内炎、唇裂、口蓋裂、舌小帯異常、だ石、癒合歯のある者）をいう。
（歯石のみ及び歯周疾患要観察者（G0）は含まない。）。
- 「計」は「歯列・咬合」から「その他の疾病・異常」までの該当者の延人数を記入する。

7 永久歯のう歯等数(喪失歯及びう歯の本数) 調査対象:12歳(中学1年)のみ

「**喪失歯数**」：永久歯が脱落したり、抜去したりして歯がない状態の**本数**。

「**処置歯数**」：う歯を充填、補綴（金冠、継続歯、架工義歯の支台歯等）によって歯の機能を営むことができる状態の永久歯の**本数**。ただし、う歯の治療中のもの及び処置は完了しているが、再発等によって処置を要するようになったものは未処置歯として取り扱う。

「**未処置歯数**」：う歯（c）と判定された永久歯の**本数**。要観察歯（C0）は含まない。

8 眼の検査

「**受検者数**」：眼の検査を受検した者である。

「**目の疾病・異常**」：トラコーマ、流行性角結膜炎、流行性結膜炎、伝染性結膜炎、細菌性結膜炎、ウイルス性結膜炎、その他「伝染性」又は「感染症」と明記のある疾患と判定された者、もしくは伝染性眼疾患以外の眼疾患・異常の者（疑似トラコーマ、麦粒腫（ものもらい）、眼炎、眼瞼緑炎、斜視、色覚異常（色盲、色弱）、睫毛内反、先天性色素網膜症、片眼失明、アレルギー性結膜炎等の疾患・異常と判定された者）である。

また、視力低下の原因が明らかな眼疾患・異常（例えば、網膜変性や緑内障などによるものをいい、近視、遠視、乱視等の屈折異常の者は除く。）による者も含む。

なお、眼瞼皮膚炎は「皮膚疾患のアトピー性皮膚炎の者」へ計上する。

9 耳・鼻・いん頭の検査

「**耳疾患**」：難聴以外の耳疾患・異常の者である。例えば、急性又は慢性中耳炎、内耳炎、外耳炎、メニエール病、耳かいの欠損、耳垢栓塞、小耳症等の耳疾患・異常と判定された者である。

「**鼻・副鼻腔疾患**」：鼻・副鼻腔疾患・異常のある者である。例えば、慢性副鼻腔炎（蓄のう症）、慢性的症状の鼻炎、鼻ポリープ、鼻腔隔彎曲、アレルギー性鼻炎等の疾患・異常と判定された者である。ただし、インフルエンザ又はかぜによる一時的な鼻炎等の疾患・異常と判定された者は除く。

「**口腔咽喉頭疾患・異常**」：口腔咽喉頭疾患・異常のある者である。口腔の疾患・異常（例えば、口角炎、口唇炎、口内炎、唇裂、口蓋裂、舌小帯異常、だ石等のある者）、アデノイド、へんとう肥大（軽微なへんとう肥大も含む。）咽喉頭炎、急性又は慢性的症状の咽喉頭炎、へんとう炎、音声言語異常等の疾患・異常をいう。ただし、インフルエンザ又はかぜによる一時的な咽喉頭炎等の疾患・異常と判定された者は除く。

ここでいう口腔の疾患・異常とは、耳・鼻・咽喉頭の健康診断を担当した学校医が、健康診断票の「耳鼻咽喉頭疾患」の欄に記入した口腔の疾患・異常を指す。しかし、歯・口腔の健康診断票の「口腔の疾病及び異常」の欄に口腔の疾患・異常として「耳鼻咽喉頭の疾患」の欄に書かれた病名と同じ病名が書かれている時には、ここには計上せずに「口腔の疾病・異常」の欄で計上する。

10 内科的疾患等の検査

「**受検者数**」：内科的疾患等の検査を受検した者である。

「**栄養状態**」

- ① **栄養不良**……学校医により、栄養状態が不良と判定された者である。
- ② **肥満傾向**……学校医により、肥満傾向の者で教育上特に配慮を必要とすると判定された者である。教育上特に配慮を必要とする者はおおむね次のとおりである。

ア 体力・運動能力が劣っている者	イ 心理的に問題を有する者
ウ 血圧が異常の者	エ 尿検査の結果、糖・蛋白が検出された者

「**脊柱・胸郭・四肢**」：脊柱・胸郭・四肢のいずれかが異常と判定された者である。

「**アトピー性皮膚炎**」：アトピー性皮膚炎（眼瞼皮膚炎等）と判定された者である。

「**その他の皮膚疾患**」：伝染性皮膚疾患、毛髪疾患、尋常性白斑、みずいぼ（伝染性軟属腫）等上記以外の皮膚疾患と判定された者である。

「**心臓の疾患・異常**」：心膜炎・心包炎・心内膜炎、弁膜炎、狭心症、心臓肥大、その他の心臓の疾病・異常の者である。心音不順、心雑音及び心電図異常のみの者は含まない。

ただし、以前の検診によって心臓の疾病・異常が明らかになった者・治療中の者で学校がその者の検診を省略した場合も受検者として扱い、当該検査の「受検者数」「心臓疾患異常者」欄に記入する。

「ぜん息」：気管支ぜん息と判定された者である。

「腎臓疾患」：急性腎炎、慢性腎炎、ネフローゼ等の腎臓疾患と判定された者である。該当者の取扱いは「心臓の疾患・異常」と同様である。

「言語障害」：話し言葉の働きに障害のある者をいい、吃音（どもり）、発音の異常、発声の異常（聞き手が理解しにくい程度の発音や声の障害）、口蓋裂、脳性麻痺等に伴う言葉の異常、難聴による発音の異常、その他情緒的原因による緘黙症、自閉症や言語中枢に障害のある失語症等の者である。

「その他の疾病・異常」：この調査のいずれの調査項目（疾病異常）にも該当しない疾病及び異常の者である。例えば、貧血、てんかん、ダウン症、筋ジストロフィーは、この項目に計上する。

(注) 「調査対象者数」調査票の年齢区分に該当する平成28年7月1日現在の在籍者全員を入力する。